

月2回発行

2021年3月1日 / 毎月1・15日発行 昭和29年10月12日第3種郵便物認可 通巻2373号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

次の時代も、皆様とともに
70
Anniversary
労働新聞社

安全スナップ

特集Ⅰ

いつでもどこでも新ストレッチ促す

労災防止効果に期待

島津製作所

特集Ⅱ

安全ポータルで情報管理

データベースに事例を蓄積

戸田建設

ニュース

ラベルの教育義務化へ

厚労省検討会 化学物質で自律的管理

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

安全衛生動画レポートも配信中です

No.2373

2021

3

1

■ 災害のあらまし ■

県内の主要都市に営業所を有する住宅販売会社Fの社員Aは、入社3年ながら営業実績を評価され、県北営業所に課長として、異例の栄転を果たした。赴任数日後、見込み客から急な打合せの依頼があり、営業車で向かったところ、持参する資料の一部を忘れたことに気づき、会社に戻ろうとしたが、時間が迫っていて近道しようと左折したところ、一方通行の道路を直進していた乗用車と接触し、そのはずみで電柱に激突しハンドルに胸部を打った。全治20日の胸部打撲と診断された。

■ 判断 ■

業務上と判断されたものの、社員Aの一方通行を逆走した行為は、たとえ、新たに担当する地域で土地勘もなく地理不案内であったとしても、その事情を斟酌する余地はなく、重大な過失が認められ、保険給付が制限された。

■ 解説 ■

労災保険の業務上災害は「使用者の無過失補償責任」を基盤としているため、その負傷、疾病などに業務起因性と業務遂行性があれば、たとえ労働者の過失が原因で労災事故が発生したとしても、被災労働者は労災保険の給付を100%受給することができる。例えば、機械などを作業手順書とは違う操作方法で作業してケガをした場合や、2メートル以上の高所作業において、職長の指示に反して保護具を着用していなかったためにケガをしたという場合でも、労災保険が支給される。

使用者に不法行為や安全配慮義務違反があって、民事上の損害賠償責任が生じる場

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 山形会
社会保険労務士法人プログレス

代表 西村 吉則

第324回

合には、労災の保険給付のほか、使用者を相手に損害賠償請求をすることができる。この場合、使用者と労働者の過失割合が問題となり、上記のように労働者にも過失があった場合は損害額が減額される可能性もあるが、労災保険では労働者の過失を問われることはない。

ただし、労災保険において、次の場合は支給が制限される。①労働者が、故意に負傷、疾病などその直接の原因となった事故を生じさせた場合。②労働者が故意の犯罪行為もしくは重大な過失により、負傷、疾病などの原因となった事故を生じさせた場合。③労働者が正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病などの程度を増進させ、またはその回復を妨げた場合。①の場合は、一切の保険給付はおこなわれない。なお、業務上の精神疾患にかかり、正常な判断ができずに自殺に至った場合は例外となる。②の場合は、給付額が制限される。①のように労災事故そのものを故意に起こしたわけではないが、事故発生の直接の原因となった行為が「故意の犯罪行為または重大な過失」であった場合がこれにあたる。

具体的には、「労働基準法や鉱山保安法、道路交通法などの法令上の危険防止に関する規定で罰則の付されているものに違反すると認められる場合について適用する」(昭40.7.31 基発906号、改正 昭52.3.30 基発第192号)とされている。交通事故関係で重過失とされた事例では、飲酒運転により発生した事故、居眠り運転による衝突事故、踏切での停車義務違反によるものなどがある。

本件の場合、被災者の「一方通行路の逆走」という行為は道路交通法第8条第1項違反となり、この違反には罰則が付されて



いることから、重大な過失が認められ、支給制限を受けると判断される。なお、支給制限の対象となる保険給付は、休業補償給付(休業給付)、障害補償給付(障害給付)とされ、支給制限期間は、支給事由の存する期間(障害補償年金(障害年金)については、療養を開始した日の翌日から起算して3年以内の期間において支給事由の存する期間)となる。また、支給制限の率は保険給付のたびに、所定給付額の30%とされている。ただし、療養補償給付(療養給付)については支給制限されることはない。

車同士の接触事故など相手のある事故は通常「第三者行為災害」として扱われ、相手の自賠責保険や自動車保険などから補償を受けるか労災保険から補償を受けるかを本人が選べることになっている。自賠責保険などの方が手厚い補償を受けられることが多いため、通常は自賠責保険などから補償を受ける方がメリットが大きいからである。しかし、こちらの過失が100%のときは自賠責保険などからの補償が受けられず、「第三者行為災害」には該当しなくなる。一方通行逆走による事故の場合もこちらの過失が100%となる可能性が高い。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp